

吸収合併に係る事後開示書面

株式会社東名

2021年9月1日

吸収合併に係る事後開示事項
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

三重県四日市市八田二丁目1番39号
株式会社東名
代表取締役 山本 文彦



当社及び株式会社コムズ（以下「コムズ」といいます。）は、2021年6月18日付で締結した合併契約に基づき、2021年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、コムズを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2021年9月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

コムズは当社の完全子会社であったため、差止請求について、該当はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続きの経過

コムズは当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について、該当はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続きの経過

コムズは、新株予約権を発行しておりませんので、該当はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続きの経過

コムズは、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、同条第2項各号に掲げる事項を2021年7月15日付の官報及び電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、本合併につき差止請求することはできません。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、会社法第797条第1項の規定による株式の買取請求をすることはできません。なお、当社

は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2021年7月15日付で電子公告を行いました。株主からの反対通知はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続きの経過

当社は会社法第799条第2項及び第3項の規定により、同条第2項各号に掲げる事項を2021年7月15日付の官報及び電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は本合併の効力発生日である2021年9月1日をもって、コムズからその資産及び負債ならびに権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりであります。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2021年9月3日（予定）

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

株式会社コムズ

2021年7月15日

吸収合併に係る事前開示事項
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株式会社コムズ
代表取締役 日比野 直人



当社及び株式会社東名（以下「東名」といいます。）は、当社を吸収合併消滅会社、東名を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、合併契約を締結しました。

本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 合併契約の内容

本合併に係る合併契約の内容は、別紙Ⅰのとおりです。

2. 本合併の対価及び割当の相当性に関する事項

東名は、本合併に際して対価の交付は行わず、また本合併により東名の資本金及び準備金は増加いたしません。東名は当社の発行済株式全てを所有しているため、当社はかかる取扱いが相当であると判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

当社は新株予約権を発行しておりません。

5. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 計算書類等の内容

東名の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙Ⅱのとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項

該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項

該当事項はありません。

6. 効力発生日後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

- (1) 合併当事会社の財務状況は、両社ともに、資産の額が負債の額を上回っております。
- (2) 本合併の効力発生日前までに両社の財務状況について、特段の変動は見込まれないため、東名においては本合併後も資産の額が負債の額を上回ると見込まれます。
- (3) 本合併後の東名の事業活動において、同社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態は現在のところ予想されません。
- (4) 以上から、本合併の効力発生日以降に東名の負担すべき債務については、履行の見込みがあると判断します。

7. 本書面の備置開始以降に上記事項に変更が生じた場合は、当該変更後の事項を直ちに本書面に追加します。

以上



合併契約書

株式会社東名（本店所在地 三重県四日市市八田二丁目1番39号。以下「甲」という。）
及び株式会社コムズ（本店所在地 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号。以下「乙」という。）
は、次のとおり合併契約（以下「本合併契約」という）を締結する。

第1条（合併）

甲及び乙は、本合併契約の定めるところに従い、効力発生日（第4条において定義する。）
において、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併する。

第2条（合併対価の交付）

甲は乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際し、乙の株主に対して、そ
の保有する乙の株式に代えて、株式その他の金銭等の交付は行わない。

第3条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

本合併により甲の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2021年9月1日とする。ただ
し、本合併手続き進行上の必要性その他の事由により、必要が認められるときは、甲乙協
議のうえ、これを変更することができる。

第5条（本合併契約の承認）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、本合併契約につき株主総会の承認を得な
い合併する。乙は、会社法第784条第1項により、本合併契約につき株主総会の承認
を得ない合併する。

第6条（財産の引継）

甲は、本合併効力発生日において、乙の資産、負債及びこれらに付随する権利義務の一
切を承継する。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本合併契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意
をもってそれぞれの財産を管理し、業務執行を行う。財産及び権利義務に関する重大な決
定を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第8条（従業員の処遇）

甲は効力発生日における乙の従業員をすべて甲の従業員として継続雇用する。

第9条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本合併契約締結後効力発生日までの期間において、天災地変、甲若しくは乙の著しい財政状態や経営成績の悪化などによって合併の実行が困難となった場合には、甲乙協議し合意のうえ、本合併の条件を変更、又は本合併契約を解除することができる。

第10条（専属的合意管轄）

本合併契約に関する紛争については甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（本契約書に規定外の事項）

本合併契約に定めるもののほか、必要な事項は本合併契約の趣旨に従って甲乙が誠実に協議し、決定する。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が保管し、その写しを乙が保有する。

締結日 2021年6月18日

甲 三重県四日市市八田二丁目1番39号
株式会社東名
代表取締役社長 山本 文彦



乙 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株式会社コムズ
代表取締役社長 日比野 直人



事業報告 (2019年9月1日から2020年8月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等により景気は緩やかな回復基調で推移していましたが、米中の貿易摩擦の激化による世界経済及び金融市場への影響や相次ぐ自然災害による国内経済への影響に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により急激に悪化し、依然として厳しい状況にあります。

当社グループが主にサービスを提供する中小企業におきましては、景気は緩やかに回復していたものの、新型コロナウイルス感染症拡大等により急激に悪化しましたが、中小企業庁発表の「第161回中小企業景況調査（2020年7～9月期）」（2020年9月30日）によると、中小企業の業況判断DⅠは、持ち直しの動きがみられ、7期ぶりに上昇しております。新型コロナウイルス感染症拡大により急激に悪化していた中小企業の景況は、政府の施策等の影響もあり、緩やかではありますが回復傾向が見られております。

このような事業環境の中、当社グループにおきましては、「中小企業の課題を解決するパートナー」として、当社の強みである、トラブル解決ノウハウの活用と、定期的な顧客フォローで、既存顧客との関係性強化に努めました。既存顧客からの移転や回線増設等の相談には、光回線の各種手配をするとともに、移転先等の電力や回線増設時のビジネスホン等の準備状況などを伺い、ワンストップでオフィス環境が整備できる利便性とコスト削減をアピールし、顧客満足度の向上とクロスセルに取り組みました。また、起業や開業を予定している見込顧客をターゲットにWebによる集客を行い、光回線のみならずビジネスに必要な電力サービス、ビジネスホン、セキュリティ商材等のセット提案を行い、新規顧客の獲得に努めました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業績への大きな影響は見られておりません。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は11,517,190千円（前期比6.1%増）、営業利益は835,786千円（同37.4%増）、経常利益は923,581千円（同41.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は611,926千円（同19.9%増）となりました。

セグメント毎の概況は次のとおりであります。

（オフィス光119事業）

顧客との継続的な取引関係を基盤とするストック収益事業であることから、リテンション活動が重要であるため、引き続き当社サービスである「オフィス光119」の契約後、初期フォローから定期フォローへと段階的に顧客への接触を重ねました。顧客の利用状況を把握し意見を聴取することにより、ニーズに合致した最適なサービスプ

ランの提案を行い、顧客満足度の向上と解約抑止に繋げました。また、起業や開業を予定している見込顧客は一定数おり、起業・開業準備に関しインターネット検索をすることが多いことからWeb集客に注力し、ビジネスに必要な商材をセットで提案することにより新規顧客獲得に努めました。2019年7月から開始された事業者変更（※）と新型コロナウイルス感染症拡大という厳しい環境下ではありましたが、新規獲得と解約抑止が奏功し「オフィス光119」の契約保有回線数は堅調に推移いたしました。

この結果、オフィス光119事業の売上高は9,563,568千円（前期比6.9%増）となりました。

※東日本電信電話株式会社並びに西日本電信電話株式会社及び光コラボレーション事業者間での契約変更を事業者変更といいます。

（オフィスソリューション事業）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部工事の遅延や顧客への訪問機会が減少した時期はあったものの、業績に与える影響はほとんどなく、引き続きオフィス環境改善やコスト削減につながる環境商材の提案に努めました。特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により国内の経済状況が悪化する中で、固定費削減につながる商材の需要は高く、電力サービス、LED照明器具や業務用エアコン等の環境商材を中心として販売に努めました。また、起業や開業を予定している見込顧客から、Webを通じた光回線の問い合わせに対し、事業部間での連携を強化し、電力サービス、ビジネスホン等のビジネスに必要な商材もセットで提案することでクロスセルに取り組みました。

加えて、2020年4月より小売電気事業者として自社電力販売サービスである「オフィスでんき119」を開始し、従前より行っていた電力小売取次販売と併せて新規顧客への提案と既存顧客へのクロスセルを図りました。

この結果、オフィスソリューション事業の売上高は、1,678,050千円（前期比1.6%増）となりました。

（ファイナンシャル・プランニング事業）

出店先施設は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業はなく、営業時間の短縮に留まりました。顧客と従業員の安全・安心の確保を第一に、集客イベント等を自粛し、できる限りの感染防止対策を講じ営業を継続いたしました。このような中、継続的に行っている商品知識や接客に関する研修の成果により、顧客の意向に沿った保険商品の提案のみならず潜在的なニーズを汲み取り、成約率の向上に寄与いたしました。また、加盟しているフランチャイズ本部であるみつばち保険グループ株式会社が、保険見直し本舗株式会社へ吸収合併されたため、「保険見直し本舗」へブランド変更をいたしました。

この結果、ファイナンシャル・プランニング事業の売上高は264,682千円（前期比7.5%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第22期 (2019年8月期) (前連結会計年度)		第23期 (2020年8月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
オフィス光119事業	8,943,925千円	82.4%	9,563,568千円	83.0%	619,642千円	6.9%
オフィスソリューション事業	1,652,430	15.2	1,678,050	14.6	25,619	1.6
ファイナンシャル・プランニング事業	246,203	2.3	264,682	2.3	18,479	7.5
その他の	12,504	0.1	10,889	0.1	△1,615	△12.9
合 計	10,855,064	100.0	11,517,190	100.0	662,126	6.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資額の総額は15,898千円で、その主なものは、オフィスビルリング（Web利用明細サービス）サイト構築及び電気小売事業顧客管理システムの導入に伴うものであります。

③ 資金調達の状況

効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,000,000千円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度において、この契約に基づく資金調達（当連結会計年度末における借入実行残高100,000千円）を行いました。

また、当社は、2020年7月3日に東京証券取引所マザーズ市場及び名古屋証券取引所セントレックス市場から両取引所第一部への市場変更に伴い、2020年7月29日を払込期日とする第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により127,500株の新株式を発行し、170,327千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2017年8月期)	第21期 (2018年8月期)	第22期 (2019年8月期)	第23期 (当連結会計年度) (2020年8月期)
売 上 高 (千円)	7,924,639	9,894,542	10,855,064	11,517,190
経 常 利 益 (千円)	150,299	416,819	654,615	923,581
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	130,735	578,183	510,577	611,926
1株当たり当期純利益 (円)	20.75	91.78	76.49	84.85
総 資 産 (千円)	4,648,909	5,487,942	7,118,709	7,647,615
純 資 産 (千円)	1,890,116	2,480,489	3,896,007	4,669,256
1株当たり純資産 (円)	300.02	393.73	541.11	637.25

(注) 1. 当社は、第22期より連結計算書類を作成しておりますので、第21期以前については連結財務諸表の金額を記載しております。

2. 当社は、2018年12月14日付で普通株式1株につき200株の割合で、また、2020年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2017年8月期)	第21期 (2018年8月期)	第22期 (2019年8月期)	第23期 (当事業年度) (2020年8月期)
売 上 高 (千円)	7,335,181	9,302,979	10,327,647	11,030,905
経 常 利 益 (千円)	76,021	319,329	568,729	864,709
当 期 純 利 益 (千円)	67,101	506,199	456,709	577,132
1株当たり当期純利益 (円)	10.65	80.35	68.42	80.03
総 資 産 (千円)	4,220,341	4,977,685	6,558,578	7,059,882
純 資 産 (千円)	1,508,722	2,027,111	3,388,762	4,127,217
1株当たり純資産 (円)	239.48	321.76	470.66	563.27

(注) 当社は、2018年12月14日付で普通株式1株につき200株の割合で、また、2020年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社岐阜レカム	10,000	100.0	情報通信機器の販売
株式会社コムズ	30,000	100.0	情報通信機器の販売

(4) 対処すべき課題

情報通信を取り巻く環境は、技術進歩が非常に早く、また情報通信市場が拡大する中でサービスも多様化しております。このような環境の中、当社グループは「オフィス光119事業」へ経営資源を集中し、顧客である中小企業・個人事業主の通信インフラの環境改善、顧客満足度の向上を目指し、事業拡大を推進しております。

当社グループは、今後においてもこれまでに培ったコールセンターでのデータ蓄積と分析力により顧客を多面的に識別し、優良顧客へのクロスセルを中心に既存事業の基盤を強化するとともに、新規事業へも経営資源を投下し高い成長率を確保することが重要な課題と認識しております。

また、一方でコンプライアンス体制及び内部管理体制の充実も重要な課題であると認識しております。これらの課題に対処するために、当社グループは以下の施策に取り組んでまいります。

(a) オフィス光119事業（光コラボレーション事業）の強化

日本国内の光コラボレーション市場は、携帯電話大手が高いシェアとなっております。当社グループは、中小企業・個人事業主を中軸に営業活動を展開し、サービス提供を行っていることから、営業フィールドに関しては、個人顧客をターゲットとしている会社との差別化がなされているものの、同市場にて当社グループが確固たる地位を確立するには、顧客との関係性を強化し、長期的な信頼関係の構築が課題であると認識しております。コールセンターでの販売チャネルを通し、更なる成長を期するために、サービスの充実と効果的な販売チャネルの実現が重要であります。2020年8月期は、既存顧客に対するリテンション活動、Web集客にて起業や開業を予定している見込顧客の獲得に注力いたしました。今後は、外部リソースでの代理店チャネル、アライアンス（再卸）チャネルなどを展開し、獲得顧客数の増加と継続的な取引関係の構築を図り、契約保有回線数の積み上げによるストック収益の向上に対処してまいります。

(b) 「企業のライフライン」サービスにおけるクロスセル展開

当社グループは、設立以来、変化の著しい情報通信業界の動向をいち早く捉えて様々な事業に取り組んでまいりました。ライフラインを中心とした全てのストックサービスについて、予てより準備を進めておりました一括請求と支払が可能となりました。これにより、ライフラインサービスを利用している顧客が、コスト削減効果を顕在的に把握でき、効率的な業務改善を提案できることとなりました。これらの利便性や改善提案等もフックに、「オフィス光119事業」において、より割引幅の大きい電気等のライフラインの総合的なセット割サービスを推進してまいります。

(c) 人材の確保・育成

当社グループは、今後の事業拡大、継続的な成長を目指す上で、社内外の優秀な人材を継続的に確保・育成することが重要な課題であると認識しております。引き続き2020年8月期は優秀な臨時雇用者を正社員へ登用することで、人材の定着化に取り組みました。今後も当社グループの経営理念と企業文化を共有し、能力はもちろんのこと、自主性、主体性に長けた人材を育成すべく社内研修を充実させるとともに、職場環境の見直しを継続的に行い、企業と人材との信頼関係の醸成と業務効率の向上に努めてまいります。また、社外の優秀な専門家との人的ネットワークの構築により、外部ブレインとして適切な支援を受けられる体制構築にも取り組んでまいります。

(d) 情報システムの強化

当社グループは、日々更新される膨大な顧客データ及びコールセンターで蓄積したデータをセキュリティ体制の下で保有しております。今後、インターネットやスマートフォンを活用した顧客サービスの利用状況・請求情報の開示等、顧客の利便性の充実に向け情報システムの充実を図ることが重要であると認識しております。

2020年8月期は、予てより準備を進めておりました、ライフラインを中心とした全てのストックサービスについて一括請求と支払を可能とすることができました。

今後も、顧客管理、営業活動管理、請求関連業務、セキュリティ機能の向上と、顧客が自社のライフライン状況を可視化できるアプリ開発に取り組むなど、中小企業・個人事業主の課題を解決するため、利便性を高めるIT投資に注力してまいります。

(e) ブランド力の強化及び企業認知度の向上

光回線をはじめとした通信回線は長期的かつ継続的に費用が掛かるものであり、また、ドメインならびにメールアカウントは、社会性を有する記号として、一旦、取得し流通すると変更が容易でないことから、回線事業者の選択において、信頼性及び信用力は重要な要素であります。業務提携や仕入れなどの対法人取引、条件交渉に際しても、当社グループの信頼性及び信用力が重要な要素となります。

信頼性と認知度の向上に資するため、2020年7月に東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場第一部へ市場変更をいたしました。中小企業・個人事業主の課題を解決するパートナーとしての地位を築くことを目標としている中で、オフィス119シリーズというサービス名を確固たる位置づけにしていき、中小企業・個人事業主の頼れるブランドに育てていきたいと考えております。

また、営業活動をより効率的に進めるため、当社グループ及び当社グループのサービスが持つ強み・サービスの信頼性・ガバナンス体制を戦略的に発信し、企業認知度及びコーポレートブランドを向上させてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年8月31日現在)

事業区分	事業内容
オフィス光119事業	中小企業・個人事業主向け光回線サービス及び付帯するサービスを提供・販売する業務、光回線サービス販売代理業
オフィスソリューション事業	電力小売販売業及び取次業、情報通信機器・セキュリティ対策機器・LED照明器具等を販売する業務、ホームページの企画立案、制作・販売及び保守に関する業務
ファイナンシャル・プランニング事業	来店型ショップによる生命保険及び損害保険の代理店事業

(6) 主要な営業所 (2020年8月31日現在)

① 当社

本社	三重県四日市市
名古屋支店	愛知県名古屋市西区
新宿支店	東京都新宿区
札幌コールセンタ	北海道札幌市中央区
広島営業所	広島県広島市中区
福岡営業所	福岡県福岡市中央区
保険見直し本舗 (7店舗)	愛知県名古屋市港区他
みつばち保険ファーム	愛知県岡崎市

② 子会社

株式会社岐阜レカム	本社：三重県四日市市 岐阜支店：岐阜県岐阜市
株式会社コムズ	本社：東京都新宿区

(7) 使用人の状況 (2020年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
オフィス光 1 1 9 事業	167 (67) 名	41名減 (47名減)
オフィスソリューション事業	90 (20)	20名増 (11名増)
ファイナンシャル・プランニング事業	25 (－)	2名減 (－)
全社 (共通)	47 (6)	13名増 (1名減)
合計	329 (93)	10名減 (37名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート等の臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
308 (93) 名	2名減 (34名減)	32.0歳	4.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート等の臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年8月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社三重銀行	400,000

(注) 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額1,000,000千円のコミットメントライン契約を株式会社三重銀行と締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は100,000千円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年7月3日付で東京証券取引所マザーズ市場及び名古屋証券取引所セントレックス市場から東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に市場変更いたしました。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年8月31日現在)

① 発行可能株式総数	24,000,000株
② 発行済株式の総数	7,327,500株
③ 株主数	2,859名
④ 大株主	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
山 本 文 彦	4,140,700	56.51
株 式 会 社 エ フ テ ィ グ ル ー プ	600,000	8.18
光 通 信 株 式 会 社	389,800	5.31
K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4	174,100	2.37
日 比 野 直 人	130,000	1.77
株 式 会 社 三 重 銀 行	120,000	1.63
東 名 従 業 員 持 株 会	105,200	1.43
株 式 会 社 ド リ ー ム イ ン キ ュ ベ ー タ	69,600	0.94
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	39,700	0.54
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	35,400	0.48

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（300株）を控除して計算しております。なお、小数点第3位以下を切り捨てて算出しております。
2. 2019年12月2日開催の取締役会にて、以下3.の株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は2020年1月1日より16,000,000株増加し、24,000,000株となっております。
3. 2019年12月2日開催の取締役会決議により2020年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式の総数は4,800,000株増加しております。また、2020年7月29日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は127,500株増加し、7,327,500株となっております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第4回新株予約権	
発行決議日		2018年6月15日	
新株予約権の数		255個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき)	153,000株 600株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	211,000円 352円)
権利行使期間		2020年6月20日から 2028年6月10日まで	
行使の条件		(注) 2	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	255個 153,000株 3名

(注) 1. 当社は、2018年12月14日付で普通株式1株につき200株の割合で、また、2020年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整して記載しております。

2. 以下①から④のいずれかに該当することとなった場合、以下①から④記載の時点以降、新株予約権は行使することができなくなるものとし、この場合、新株予約権者は、当該各時点において未行使の新株予約権全部を放棄したものとみなします。

①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了による退任、定年退職その他正当な理由による場合はこの限りではないこととする。

②新株予約権の相続はこれを認めないものとする。

③新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。

④その他の条件については、「株式会社東名 第四回新株予約権割当契約書」に定めるとおりとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本 文彦	(株) 岐 阜 レ カ ム 代 表 取 締 役 社 長 (株) コ ム ズ 取 締 役
常務取締役	日比野 直人	営 業 本 部 長 (株) 岐 阜 レ カ ム 取 締 役 (株) コ ム ズ 代 表 取 締 役 社 長
取締役	直井 慎一	オ フ ィ ス ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業 部 担 当
取締役	関山 誠	管 理 本 部 長
取締役	伊東 正晴	グ ラ ン ツ 法 律 事 務 所 所 長
取締役	吉田 正道	公 認 会 計 士 吉 田 正 道 事 務 所 所 長 税 理 士 法 人 中 央 総 研 代 表 社 員
常勤監査役	志水 義彦	
監査役	渡邊 誠人	公 認 会 計 士 渡 邊 誠 人 事 務 所 所 長 税 理 士 法 人 A C T 代 表 社 員 (株) フ ァ イ ン シ ン タ ー 社 外 監 査 役 太 陽 化 学 (株) 社 外 監 査 役
監査役	葉山 憲夫	社 会 保 険 労 務 士 法 人 葉 山 事 務 所 代 表 社 員 (株) コ プ ロ ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 社 外 取 締 役 i C u r e テ ク ノ ロ ジ ー (株) 社 外 取 締 役

- (注) 1. 取締役伊東正晴氏及び取締役吉田正道氏は、社外取締役であります。
2. 取締役吉田正道氏は、2019年11月26日開催の第22期定時株主総会において、新たに選任され、同日就任いたしました。
3. 常勤監査役志水義彦氏、監査役渡邊誠人氏及び監査役葉山憲夫氏は、社外監査役であります。
4. 監査役渡邊誠人氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役葉山憲夫氏は、特定社会保険労務士の資格を有しており、労務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は取締役伊東正晴氏及び取締役吉田正道氏、常勤監査役志水義彦氏、監査役渡邊誠人氏及び監査役葉山憲夫氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役である、取締役伊東正晴氏及び取締役吉田正道氏、常勤監査役志水義彦氏、監査役渡邊誠人氏及び監査役葉山憲夫氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、業務執行取締役等でない取締役及び監査役が原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限定され、その損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	6 (2)	140,193 (4,050)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	13,051 (13,051)
合 計 (うち社外役員)	9 (5)	153,244 (17,101)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2018年11月27日開催の第21期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。また、当該年額のうち社外取締役分の年額は20,000千円以内）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、2005年5月31日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役伊東正晴氏は、グランツ法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役吉田正道氏は、公認会計士吉田正道事務所の所長、税理士法人中央総研の代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役渡邊誠人氏は、公認会計士渡邊誠人事務所の所長、税理士法人A C Tの代表社員、株式会社ファインシンターの社外監査役、太陽化学株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役葉山憲夫氏は、社会保険労務士法人葉山事務所の代表社員、株式会社コプロ・ホールディングスの社外取締役、i C u r eテクノロジー株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	伊東正晴	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的知見から発言を行っております。
取締役	吉田正道	2019年11月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的知見から発言を行っております。
常勤監査役	志水義彦	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、必要に応じ、長年培われた幅広い見識から発言を行っております。
監査役	渡邊誠人	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、必要に応じ、公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	葉山憲夫	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、必要に応じ、特定社会保険労務士としての専門的見地から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、仰星監査法人に対して、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部への市場変更に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	7,013,194
現金及び預金	3,836,419
受取手形及び売掛金	3,081,234
商品及び製品	5,620
原材料及び貯蔵品	30,864
その他	91,738
貸倒引当金	△32,684
固定資産	634,421
有形固定資産	327,552
建物及び構築物	114,960
機械装置及び運搬具	7,435
工具、器具及び備品	26,075
土地	179,081
無形固定資産	11,161
投資その他の資産	295,707
投資有価証券	17,586
繰延税金資産	55,198
その他	260,059
貸倒引当金	△37,136
資産合計	7,647,615

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,624,189
支払手形及び買掛金	1,125,427
短期借入金	100,000
1年内償還予定の社債	800,000
未払金	264,227
未払法人税等	140,439
賞与引当金	46,399
販売促進引当金	2,649
その他	145,046
固定負債	354,169
長期借入金	300,000
資産除去債務	48,154
その他	6,015
負債合計	2,978,359
純資産の部	
株主資本	4,657,319
資本金	605,155
資本剰余金	595,155
利益剰余金	3,457,339
自己株式	△331
その他の包括利益累計額	11,937
その他有価証券評価差額金	11,937
純資産合計	4,669,256
負債純資産合計	7,647,615

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年9月1日から2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		11,517,190
売上原価		7,320,919
売上総利益		4,196,271
販売費及び一般管理費		3,360,485
営業利益		835,786
営業外収益		
受取利息	2,878	
受取配当金	72	
債務等決済差益	80,747	
投資有価証券売却益	29,999	
その他	11,753	125,451
営業外費用		
支払利息	8,825	
株式交付費	596	
市場変更費用	27,193	
その他	1,040	37,655
経常利益		923,581
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		923,581
法人税、住民税及び事業税	229,774	
法人税等調整額	81,880	311,655
当期純利益		611,926
親会社株主に帰属する当期純利益		611,926

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	6,408,484
現金及び預金	3,269,242
売掛金	3,047,034
商品及び製品	2,699
原材料及び貯蔵品	29,846
前渡金	3,558
前払費用	74,391
その他	13,471
貸倒引当金	△31,760
固定資産	651,397
有形固定資産	328,405
建物	116,470
構築物	148
機械及び装置	2,621
車両運搬具	4,230
工具、器具及び備品	25,853
土地	179,081
無形固定資産	11,161
ソフトウェア	10,282
電話加入権	879
投資その他の資産	311,830
投資有価証券	17,586
関係会社株式	35,982
破産更生債権等	37,141
長期前払費用	15,820
繰延税金資産	50,188
差入保証金	171,475
その他	20,772
貸倒引当金	△37,136
資産合計	7,059,882

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,573,437
買掛金	1,108,795
短期借入金	100,000
1年内償還予定の社債	800,000
未払金	254,797
未払費用	6,226
未払法人税等	128,057
前受金	2,133
前受収益	13,565
賞与引当金	42,990
販売促進引当金	2,649
その他	114,221
固定負債	359,228
長期借入金	300,000
資産除去債務	45,598
その他	13,629
負債合計	2,932,665
純資産の部	
株主資本	4,115,279
資本金	605,155
資本剰余金	595,155
資本準備金	595,155
利益剰余金	2,915,299
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	2,912,799
別途積立金	1,400,000
繰越利益剰余金	1,512,799
自己株式	△331
評価・換算差額等	11,937
その他有価証券評価差額金	11,937
純資産合計	4,127,217
負債純資産合計	7,059,882

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年9月1日から2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		11,030,905
売上原価		7,137,113
売上総利益		3,893,791
販売費及び一般管理費		3,145,869
営業利益		747,922
営業外収益		
受取利息及び配当金	27,921	
債務等決済差益	80,747	
投資有価証券売却益	29,999	
その他	15,769	154,437
営業外費用		
支払利息	1,894	
社債利息	6,926	
株式交付費	596	
市場変更費用	27,193	
その他	1,040	37,651
経常利益		864,709
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		864,709
法人税、住民税及び事業税	204,825	
法人税等調整額	82,751	287,577
当期純利益		577,132

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月15日

株式会社東名
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 浅野佳史 ㊞

公認会計士 小出修平 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東名の2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東名及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月15日

株式会社東名
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 浅野佳史 ㊞
公認会計士 小出修平 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東名の2019年9月1日から2020年8月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月16日

株式会社東名 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	志 水 義 彦 ㊞
社外監査役	渡 邊 誠 人 ㊞
社外監査役	葉 山 憲 夫 ㊞

以 上

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス方針」を制定し、全社に周知・徹底することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (b) 内部通報規程を適切に運用することにより、内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (c) 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求があった場合には、反社会的勢力排除規程に基づき総務部を対応主管部署とし、警察や弁護士等の外部専門機関と連携を取りながら断固としてこれを拒絶する。
- (d) 代表取締役社長が直轄する内部監査室を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程などの規程に基づき、管理本部が適切に保存及び管理を行う。
- (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理及び対策についてはリスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、管理本部長を議長とするコンプライアンス委員会及び取締役会において審議を行い、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (b) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

- (b) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (c) 常勤取締役及び常勤監査役を構成員とする経営会議を実施し、職務執行における重要事項に関する報告、協議を行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (a) 管理本部が管理担当となり、関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理を行う。また、職務権限規程に基づき、親子間で利益相反が生じる取引、重要な人事等の子会社で決議すべき重要事項を除き、子会社の重要な決裁事項は当社にて行う。
- (b) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、管理本部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (c) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社グループの内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。

⑥ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役の職務を補助する使用人の任命、異動、人事考課、処罰等については、監査役会の意見を聴取し、尊重するものとする。
- (b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。

⑧ 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (a) 当社グループの取締役及び使用人等は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。
 - ① 当社グループの経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上に係る諸問題
 - ② その他当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事象
- (b) 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- (a) 当社グループは、監査役の職務の執行について生ずる費用については速やかに支払う。
 - (b) 監査役が必要に応じ会計監査人・弁護士等などの外部専門家に相談する場合、その費用を負担する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (b) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - (c) 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに必要な意見を述べることができる。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行について
- (a) 取締役会を20回開催し、取締役及び監査役の出席の下、決裁基準に沿った個別的な議案の決議及び報告だけでなく、重要な事項（事業戦略、投資、資本政策、人事戦略など）の審議を行っております。
 - (b) 経営会議を12回開催し、常勤監査役出席の下、重要事項の審議・報告を適切に行いました。
- ② コンプライアンス及びリスク管理体制について
- (a) コンプライアンス委員会を4回開催し、管理本部長をコンプライアンス委員長、取締役を委員としコンプライアンス意識の向上に努めております。
 - (b) コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、各種コンプライアンス研修（入社時研修含む）を実施し、従業員のコンプライアンス意識の向上に努めております。
 - (c) 当社及びグループ各社のコンプライアンス違反行為について社員が直接通報を行える内部通報制度を整備のうえ、全社員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

③ 内部監査の実施について

代表取締役直属の内部監査室が、監査役とも連携し、当社及び当社グループ会社を対象として内部監査を実施しております。内部監査の結果は、代表取締役及び常勤監査役に適時に報告され、また、取締役会においても報告が行われております。

④ 監査役の職務の執行について

- (a) 監査役会を14回開催したほか、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査役はいつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができるものとしております。
- (b) 常勤監査役は取締役会のほか、その他の重要な会議等に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、監査機能の強化及び向上を図っていることに加え、監査法人や内部監査室と連携した監査、当社グループの全部署の内部監査の状況の確認を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監査する体制を整備しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から)
(2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	519,992	509,992	2,845,412	－	3,875,396
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	85,163	85,163			170,327
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			611,926		611,926
自 己 株 式 の 取 得				△331	△331
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)					
当連結会計年度変動額合計	85,163	85,163	611,926	△331	781,922
当連結会計年度末残高	605,155	595,155	3,457,339	△331	4,657,319

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	20,610	20,610	3,896,007
当連結会計年度変動額			
新 株 の 発 行			170,327
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			611,926
自 己 株 式 の 取 得			△331
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	△8,673	△8,673	△8,673
当連結会計年度変動額合計	△8,673	△8,673	773,249
当連結会計年度末残高	11,937	11,937	4,669,256

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社岐阜レカム
株式会社コムズ

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全額純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

・ 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・ 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～31年

工具、器具及び備品 4年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 販売促進引当金

販売促進を目的として行うキャンペーンにより発生するキャッシュバックの支出に充てるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

④ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社グループでは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症拡大が当社グループの業績に与える影響は軽微であり、翌連結会計年度以降も重要な影響がないという仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は、不確定要素が多く、今後の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 165,948千円
- (2) 当社及び連結子会社（株式会社岐阜レカム、株式会社コムズ）においては、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当連結会計年度 (2020年8月31日)	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,120,000 千円
借入実行残高	100,000
差引額	1,020,000

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- 普通株式 7,327,500株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等
- 該当事項はありません。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年11月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	73,272	10	2020年8月31日	2020年11月26日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- 普通株式 267,600株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。また、資金運用については流動性が高く元本返還が確実であると判断した金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は短期的な運転資金の調達、社債及び長期借入金は設備投資資金の調達に伴うものでありますが、いずれも支払金利は固定金利であるため、金利の変動リスクには晒されていません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って、取引における不良債権の発生防止、優良取引先の選別、取引基盤の強化等リスクの低減を図っております。また、販売管理規程に沿って、取引先ごとに債権の期日及び残高を管理しております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する株式であり、上場株式については四半期毎に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは各部署からの報告に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,836,419	3,836,419	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,081,234	3,081,234	－
(3) 投資有価証券	17,586	17,586	－
資産計	6,935,240	6,935,240	－
(1) 支払手形及び買掛金	1,125,427	1,125,427	－
(2) 短期借入金	100,000	100,000	－
(3) 未払金	264,227	264,227	－
(4) 未払法人税等	140,439	140,439	－
(5) 社債（１年内償還予定の社債を含む）	800,000	799,160	△839
(6) 長期借入金	300,000	299,045	△954
負債計	2,730,094	2,728,300	△1,794

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債（１年内償還予定の社債を含む）

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
該当事項はありません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 637円25銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 84円85銭 |

(注) 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から)
(2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	519,992	509,992	509,992	2,500	1,400,000	935,667	2,338,167	－	3,368,151	
当期変動額										
新株の発行	85,163	85,163	85,163						170,327	
当期純利益						577,132	577,132		577,132	
自己株式の取得								△331	△331	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	85,163	85,163	85,163	－	－	577,132	577,132	△331	747,128	
当期末残高	605,155	595,155	595,155	2,500	1,400,000	1,512,799	2,915,299	△331	4,115,279	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	20,610	20,610	3,388,762
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			170,327
当 期 純 利 益			577,132
自己株式の取得			△331
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△8,673	△8,673	△8,673
当期変動額合計	△8,673	△8,673	738,454
当 期 末 残 高	11,937	11,937	4,127,217

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

イ. 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～31年

工具器具備品 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

- ③ 販売促進引当金 販売促進を目的として行うキャンペーンにより発生するキャッシュバックの支出に充てるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。
- (4) 繰延資産の処理方法
株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「未収収益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めております。

3. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

「連結計算書類の連結注記表 2. 追加情報」をご参照ください。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 159,063千円
- (2) 当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当事業年度 (2020年8月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,100,000 千円
借入実行残高	100,000
差引額	1,000,000

- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務

- | | |
|----------|---------|
| ① 短期金銭債権 | 2,526千円 |
| ② 短期金銭債務 | 8,845千円 |
| ③ 長期金銭債務 | 8,675千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,865千円
-----	---------

仕入高	29,621千円
-----	----------

外注費	4,578千円
-----	---------

販売費及び一般管理費	△1,134千円
------------	----------

営業取引以外の取引高	29,954千円
------------	----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	300株
------	------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年8月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	20,806千円
関係会社株式評価損	51,397
減価償却超過額	1,755
資産除去債務	13,770
販売促進引当金	800
賞与引当金	12,982
税務上の繰越欠損金	27,201
未払事業税	8,278
その他	6,216
繰延税金資産小計	143,209
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△79,851
評価性引当額小計	△79,851
繰延税金資産合計	63,358
繰延税金負債	
建物附属設備	△8,256
その他有価証券評価差額金	△4,912
繰延税金負債合計	△13,169
繰延税金資産の純額	50,188

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 563円27銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 80円03銭 |

(注) 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。